

カスタマーハラスメントに対する基本方針

熊谷商工信用組合

熊谷商工信用組合（以下「当組合」といいます。）は「相互扶助」を基本理念としています。「相互扶助」は単に資金を融通することだけを指すものではなく、組合員相互の関係を結び、地域社会や職域におけるコミュニティ形成の中心となることで、組合員間の協力・協同を支えることも、当組合の大きな使命です。

当組合がこのような使命を果たすためには、従業員が組合員の皆様をはじめとするお客様との間で良好な関係を保ち、高いモチベーションを持って業務に取り組む環境を構築することが欠かせません。

一方で、昨今、ごく一部のお客様から、従業員に対して心ない発言や行動がおこなわれ、就業環境が害される例が見受けられます。

そこで、当組合としては、お客様に今後もより良いサービスを提供し、「相互扶助」の理念を実現し続けるためにも、カスタマーハラスメントに対して組織として毅然とした対応を行うことが必要と考え「カスタマーハラスメントに対する基本方針」を策定いたしました。

■当組合におけるカスタマーハラスメントの定義

お客様からの苦情・言動のうち、当組合の従業員が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、当該従業員の就業環境が害されるもの。

【カスタマーハラスメントの具体例】

①お客様による不当な内容の要求

- ・土下座の要求
- ・不合理または過剰なサービスや対応の要求
- ・正当な理由のない賠償、謝罪等の要求

②お客様による不当な行動・発言

- ・殴る、蹴る、叩く、物の投げつけなどの身体的な攻撃
- ・暴言や脅迫、侮辱的発言などの精神的な攻撃
- ・差別的な行為、発言
- ・セクシャルハラスメント（性的な言動）
- ・SNS／インターネットへの投稿による誹謗中傷や名誉毀損
- ・従業員に対するプライバシー侵害
- ・合理的な理由のない長時間の電話
- ・長時間の拘束や事務所等への居座り
- ・業務時間外や休日における業務対応の要求

■カスタマーハラスメントへの対応

- ・お客様の行為がカスタマーハラスメントと判断した場合には、ただちに中止を求めるとともに、原則として対応をお断りさせていただきます。
- ・カスタマーハラスメントが特に悪質と判断した場合には、警察・弁護士等のしかるべき機関に相談のうえ、厳正に対処いたします。

以上